



令和6年1月9日

各 位

会 社 名 株式会社北弘電社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 龍夫  
(コード番号 1734 札証)  
問合せ先 管理統括室副室長 関根 和彦  
(TEL 011-640-2231)

### 単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和6年3月4日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 単元株式数の定めの廃止について

##### 1. 廃止の理由

本日付で公表いたしました「三菱電機株式会社による株式会社北弘電社の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」に記載のとおり、本日開催の三菱電機株式会社（以下「三菱電機」といいます。）の執行役員会及び当社の取締役会において、三菱電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、三菱電機と当社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換が効力を発生した場合には、当社の株主は三菱電機のみとなり、単元株式数を定める必要性がなくなるため、単元株式数の定めを廃止するものです。

##### 2. 廃止予定日

令和6年4月15日（予定）

##### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において本株式交換に関する議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款の一部変更に関する議案（下記「II. 定款の一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件といたします。

#### II. 定款の一部変更について

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 本株式交換に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合には、当社の株主は三菱電機のみとなり、単元株式数を定める必要性がなくなります。

そこで、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（単元株式数）、第9条（単元未満株主の売渡請求）及び第10条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、第8条（株式取扱規程）の文言を変更し、もって単元株式数に関する定めを廃止し、また、当該変更に伴う条文の繰上げを行うものです。

- (2) 本株式交換に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、当社の株主は三菱電機のみとなり、定時株主総会における議決権にかかる基準日を定める必要がなくなります。そこで、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（基準日）の全文を削除し、また、当該変更に伴う条文の繰上げを行うものです。
- (3) 本株式交換に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、当社の株主は三菱電機のみとなり、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、また、当該変更に伴う条文の繰上げを行うものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p><u>(単元株式数)</u>  <u>第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>(株式取扱規程)            第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>(単元未満株主の売渡請求)</u>  <u>第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を本会社に請求することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)            第7条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p>

<p>(<u>单元未満株主の権利制限</u>)</p> <p>第10条 <u>本会社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第12条 <u>本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要あるときは、取締役会の決議によって、予め公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第13条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第17条～第54条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第49条 (現行どおり)</p>

3. 変更の日程

令和6年4月15日（予定）

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において本株式交換に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件といたします。

以上